

令和3年度 公文書開示状況（令和4年3月決定分）

福祉保健局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、非開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

令和3年度 公文書開示状況（3月決定分） 福祉保健局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
1	R4.2.24	R4.3.2	麻薬業務所一覧（ただし、令和4年1月16日から同年2月15日までの間に免許を受けた麻薬管理者がいる麻薬業務所の名称、所在地及び免許年月日並びに同年1月16日から同年2月15日までの間に麻薬管理者が業務廃止届を提出した麻薬業務所の名称、所在地及び業務廃止年月日に限る。）	2	1															福祉保健局健康安全部 業務課	
2	R4.1.4	R4.3.3	新型コロナウイルス感染症施設別発生状況	2	1						1	1				1				（第7条第2号）特定の個人を識別することができる情報または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利を侵害するおそれがあるため。 （第7条第3号）法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、感染症集団発生があった施設が特定され、当該事業を営む法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第7条第6号）本リストは、都内における新型コロナウイルス感染症集団発生状況を把握するために、情報を収集し、作成しているものである。性質上、これらの情報の公開に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮するため、関係者等の同意を得た範囲等で公表しているものであり、公表を予定しておらず関係者等の同意を得ていない情報を公にすることは、関係者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後、調査への都民等の協力を得ることが困難となり、事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課
3	R4.1.4	R4.3.3	東京都内のエステティックサロンにて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生したとの内容が記載された文書。具体的には東京都内の保健所及び自治体から提出された文書、東京都が依頼した専門家から提出された報告書、東京都の職員が作成した報告書・議事録・メモ等で内容にエステティックサロンにおいてクラスター感染が発生したとの内容が記載された文書。ただし、請求対象の期間は、東京都で初めて新型コロナウイルス感染者が発生した日（令和2年1月24日）から開示請求日（令和4年1月4日）までとする。						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課
4	R4.1.4	R4.3.3	東京都内のカラオケボックス施設（バー・酒場等を除く。）にて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生したとの内容が記載された文書。具体的には東京都内の保健所及び自治体から提出された文書、東京都が依頼した専門家から提出された報告書、東京都の職員が作成した報告書・議事録・メモ等で内容にカラオケボックス施設において、クラスター感染が発生したとの内容が記載された文書。ただし、請求対象の期間は、東京都で初めて新型コロナウイルス感染者が発生した日（令和2年1月24日）から開示請求日（令和4年1月4日）までとする。						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課
5	R4.1.4	R4.3.3	東京都内のカラオケを伴う飲食店（カラオケボックス施設及びバー・酒場等を除く。）にて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生したとの内容が記載された文書。具体的には東京都内の保健所及び自治体から提出された文書、東京都が依頼した専門家から提出された報告書、東京都の職員が作成した報告書・議事録・メモ等で内容にカラオケを伴う飲食店においてクラスター感染が発生したとの内容が記載された文書。ただし、請求対象の期間は、東京都で初めて新型コロナウイルス感染者が発生した日（令和2年1月24日）から開示請求日（令和4年1月4日）までとする。						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課
6	R4.1.4	R4.3.3	東京都内のボウリング場にて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生したとの内容が記載された文書。具体的には東京都内の保健所及び自治体から提出された文書、東京都が依頼した専門家から提出された報告書、東京都の職員が作成した報告書・議事録・メモ等で内容にボウリング場においてクラスター感染が発生したとの内容が記載された文書。ただし、請求対象の期間は、東京都で初めて新型コロナウイルス感染者が発生した日（令和2年1月24日）から開示請求日（令和4年1月4日）までとする。						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課
7	R4.1.4	R4.3.3	東京都内の接待を伴う飲食店（バー・酒場等を除く。）において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生したとの内容が記載された文書。具体的には東京都内の保健所及び自治体から提出された文書、東京都が依頼した専門家から提出された報告書、東京都の職員が作成した報告書・議事録・メモ等で内容に接待を伴う飲食店においてクラスター感染が発生したとの内容が記載された文書。ただし、請求対象の期間は、東京都で初めて新型コロナウイルス感染者が発生した日（令和2年1月24日）から開示請求日（令和4年1月4日）までとする。						1											本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策 部防疫・情報管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R4.1.4	R4.3.3	東京都内の小規模事業者支援法上の中小企業者・小規模事業者以外の大企業の経営する飲食店舗（バー・酒場等を除く。）にて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のクラスター（集団感染）が発生したとの内容が記載された文書。具体的には東京都内の保健所及び自治体から提出された文書、東京都が依頼した専門家から提出された報告書、東京都の職員が作成した報告書・議事録・メモ等で内容に大企業の経営する飲食店舗においてクラスター感染が発生したとの内容が記載された文書。 ただし、請求対象の期間は、東京都で初めて新型コロナウイルス感染者が発生した日（令和2年1月24日）から開示請求日（令和4年1月4日）までとする。															本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課	
9	R4.2.10	R4.3.3	「マスク着用推奨を決めた根拠となる文書」「マスク着用が新型コロナウイルス感染防止に効果があるという文書」学校等でマスク着用が強く推奨されてる。行政文書ガイドラインに沿った行政文書が作成、指示されているのであれば行政機関における経緯を含めた意思決定に至る過程、実績が検証できるように作成された文書開示。マスクの着用の推奨にあたり新型コロナウイルスの感染防止に効果があるなど合理的に裏付けできるような文書開示。															本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため。	福祉保健局感染症対策部計画課	
10	R4.2.20	R4.3.3	「三つの密」の回避・人と人との距離の確保・マスクの着用・手洗い等の徹底の科学的根拠、論文等															本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため。	福祉保健局感染症対策部計画課	
11	R4.2.28	R4.3.3	・新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等 ・マスク着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等															本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため。	福祉保健局感染症対策部計画課	
12	R4.2.3	R4.3.4	クリーニング施設（多摩府中保健所管内の武蔵野市において、下記所在に係る①営業者氏名、②使用溶剤、③名称、④施設所在地、⑤廃止届出日及び⑥廃止確認日。ただし、廃業も含む。）所在地：○○															開示請求に係る公文書は、作成及び取得した事実が確認できず、現に保有しておらず、存在しないため。	福祉保健局多摩府中保健所企画調整課	
13	R4.2.9	R4.3.4	社会福祉法人○○の平成29年度障害者通所施設等整備費補助協議書の添付書類である「利用者負担（家賃、食料費、光熱費、日用品等）算定にあたっての考え方」	1	1														福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	
14	R4.2.9	R4.3.4	(1)社会福祉法人○○の平成29年度障害者通所施設等整備費補助事業実績報告書の添付書類である「歳入歳出決算書（見込書）抄本」 (2)社会福祉法人○○の平成30年度障害者通所施設等整備費補助事業実績報告書の添付書類である「歳入歳出決算書（見込書）抄本」	2		1												当該契約書の社会福祉法人理事長印の部分を非開示とする。東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、印影の偽造等により、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるためである。	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	
15	R4.2.24	R4.3.5	新型コロナウイルスワクチンが、コロナウイルス感染症予防に効果があるという科学的根拠、論文等が作成したもの、または都が外部から収集・保有しているもの															本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課	
16	R4.2.1	R4.3.8	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月1日から令和4年1月31日までに、新規に開設届を受理した施設（ただし、廃止を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設届出年月日、⑥診療科目に限る。） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月1日から令和4年1月31日までに、廃止届を受理した施設（開設者死亡届も含む。）を受けた施設に係る①施設名称、②開設者名、③施設所在地、④廃止届出日及び⑤廃止日に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
17	R4.2.1	R4.3.8	薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和3年12月1日から令和4年1月31日までに新規に開設届を受理した施設（ただし、廃止は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日、⑥許可の別（高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳のみ）に限る。） 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器販売業・貸与業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所）（令和3年12月1日から令和4年1月31日までに廃止届を受理した施設（失効したため、保健所が廃止を確認した施設を含む）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止届出日、⑥業態廃止日及び⑥許可の別（高度管理医療機器販売業・貸与業台帳のみ）に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
18	R4.2.25	R4.3.8	南多摩保健所管内の食品関係営業台帳(令和4年1月31日時点)		1														福祉保健局南多摩保健所企画調整課
19	R4.2.28	R4.3.9	PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 都が作成したもの、または、都が外部から収集、保有しているもの						1									本件開示請求内容に係る文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部事業推進課
20	R4.1.31	R4.3.11	食品関係営業台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所における令和2年1月1日から令和4年1月31日までに新規に営業の許可を受けた施設（ただし、自動販売機、集団給食施設及び廃業は除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設所在地ビル名、④施設電話番号、⑤営業の種類（従業種を含む）、⑥営業者氏名、⑦営業者電話番号（ただし、法人の場合に限る。）、⑧初回許可日、⑨許可年月日（有効期間始期）及び⑩許可番号に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
21	R4.2.1	R4.3.11	施術所台帳（あはき・柔整）（多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所における令和3年12月1日から令和4年1月31日までに新規に開設の届出を受けた施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名（法人の場合は、法人所在地、法人代表者名、法人電話番号）に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
22	R4.2.1	R4.3.11	理容所台帳及び美容所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）における令和3年12月1日から令和4年1月31日までに新規に営業を確認した施設の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号及び④施設開設者名。（法人の場合は、法人所在地、法人代表者名、法人電話番号）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
23	R4.2.4	R4.3.11	診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和4年1月1日から同月31日までに廃止または休止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。） 診療所台帳及び歯科診療所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所において令和4年1月1日から同月31日までに開設又は再開の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設又は再開年月日及び⑥開設又は再開届出日に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
24	R4.2.4	R4.3.11	薬局台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所、多摩立川保健所及び府中保健所における令和4年1月1日から同月31日までに廃止又は休止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤廃止又は休止年月日及び⑥廃止又は休止届出日に限る。） 薬局台帳及び卸売販売業台帳（西多摩保健所及び多摩府中保健所における令和4年1月1日から同月31日までに許可又は再開をした施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名及び⑤開設又は再開年月日に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
25	R4.2.1	R4.3.11	診療所台帳、歯科診療所台帳、歯科技工所台帳及び施術所台帳（あはき・柔整）（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所）（令和4年1月1日から同月31日までに開設の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号（歯科技工所台帳を除く）、④開設者名、⑤業務の種類（あ・は・き・柔の別）（施術所台帳のみ）及び⑥開設届出日に限る）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課
26	R4.2.1	R4.3.11	理容所台帳、美容所台帳及びクリーニング所台帳（西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所）（令和4年1月1日から同月31日までに新規に営業を確認した施設（ただし、廃業を除く。）に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④確認年月日、⑤営業者名に限る。）	1	1														福祉保健局保健政策部保健政策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
42	R4.2.4	R4.3.22	(1) 理容所台帳、美容所台帳、クリーニング所台帳及び旅館台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における令和4年1月1日から同年3月1日までに新規に開設を確認又は許可した施設(ただし、廃業を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥確認年月日又は許可年月日及び⑦確認又は許可番号。ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。 (2) 理容所台帳、美容所台帳、クリーニング所台帳及び旅館台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所管内における令和4年1月1日から同年3月1日までに新規に廃止の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出年月日及び⑦確認又は許可番号。ただし、⑤は申請者が法人の場合のみ。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	
43	R4.2.4	R4.3.22	(1) 診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所管内における令和4年1月1日から同年3月1日までに新規に開設届を受理した施設(ただし、廃業を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥開設届出日、⑦開設年月日及び⑧開設許可番号(施術所は除く。)。ただし、⑤及び⑧は申請者が法人の場合のみ。 (2) 診療所台帳、歯科診療所台帳及び施術所台帳(あはき・柔整)(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所管内における令和4年1月1日から同年3月1日までに新規に廃止の届出(開設者死亡届も含む。))を受理した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設者電話番号、⑥廃止届出日、⑦廃止年月日及び⑧開設許可番号(施術所は除く。)。ただし、⑤及び⑧は申請者が法人の場合のみ。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	
44	R4.3.17	R4.3.24	指定する診療所の開設年月日及び廃止年月日	1	1													福祉保健局南多摩保健所企画調整課	
45	R4.2.21	R4.3.25	(1) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所、多摩小平保健所及び島しょ保健所)(令和4年1月1日から同年3月1日までに、新規に廃止届を受理している施設(開設者死亡届を含む。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥廃止届出年月日、⑦診療科目、⑧病床数及び⑨管理者名に限る。 (2) 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和4年1月1日から同年3月1日までに、新規に開設の届出を受けた施設(ただし、廃止を除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥開設届出年月日、⑦診療科目、⑧病床数及び⑨管理者名に限る。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	
46	R4.2.21	R4.3.25	(1) 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所及び多摩府中保健所)(令和4年1月1日から同年3月1日までに、廃止届を受理している施設(保健所が廃止を確認した施設を含む。))の①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥廃止届出日及び⑦許可の別(高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳)に限る。 (2) 薬局台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳及び高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和4年1月1日までに、新規に開設を許可した施設(ただし、廃止は除く。))に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤法人所在地(開設者が法人の場合)、⑥許可年月日、⑦許可の別(高度管理医療機器等販売業・貸与業台帳)及び⑧管理者名に限る。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	
47	R4.2.22	R4.3.25	診療所及び歯科診療所休止届(多摩小平保健所)(令和4年1月20日から同年2月22日までに休止届を受理した施設のうち、①施設名称、②施設所在地、③開設者名、④休止届出年月日、⑤休止の予定期間及び⑥休止の年月日の情報に限る。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	
48	R4.2.22	R4.3.25	診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和4年1月20日から同年2月22日までに新規に開設の届出を受けた施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者名、⑤開設年月日、⑥診療科目に限る。 診療所台帳及び歯科診療所台帳(西多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和4年1月20日から同年2月22日までに廃止届及び再開届を受理した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日又は再開年月日、⑤廃止届出日又は再開届出日に限る。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	
49	R4.2.22	R4.3.25	薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳(西多摩保健所、南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和4年1月20日から同年2月22日までに、新規に開設を許可した施設に係る①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤許可年月日に限る。 薬局台帳、店舗販売業台帳及び医薬品卸売販売業台帳(南多摩保健所、多摩立川保健所、多摩府中保健所及び多摩小平保健所)(令和4年1月20日から同年2月22日までに、廃止届、休止届及び再開届を受理している施設の①施設名称、②施設所在地、③開設者名(法人名等)、④廃止年月日、休止年月日又は再開年月日、⑤休止届出日、廃止届出日又は再開届出日に限る。)	1	1													福祉保健局保健政策部保健政策課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
50	R4.3.14	R4.3.25	診療所台帳、歯科診療所台帳 (西東京市ひばりが丘1～4丁目、西東京市ひばりが丘北1～4丁目、西東京市谷戸町1～3丁目、清瀬市松山1～2丁目及び清瀬市元町1～2丁目において、令和4年3月14日現在開設している施設の①名称、②施設所在地、③開設者名、④開設届出年月日、⑤病床数)	4	1														福祉保健局多摩小平保健所企画調整課
51	R4.2.3	R4.3.28	生活困窮者自立支援制度に関する支援状況(年度ごとの累計(平成27年度～令和2年度))	12	1														福祉保健局生活福祉部地域福祉課
52	R4.2.3	R4.3.28	生活困窮者自立相談支援事業等実施状況(平成27年度～令和2年度)	16	1														福祉保健局生活福祉部地域福祉課
53	R4.3.22	R4.3.28	新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等					1										本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため。	福祉保健局感染症対策部計画課
54	R4.3.16	R4.3.28	新型コロナウイルスワクチンが、コロナウイルス感染症予防に効果があるという科学的根拠、論文等					1										本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
55	R4.3.24	R4.3.29	医療法人〇〇(201法人分)の直近分の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの		1														福祉保健局医療政策部医療安全課
56	R4.3.24	R4.3.29	医療法人〇〇(3法人分)の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの					1										対象の公文書が提出されておらず、存在しないため	福祉保健局医療政策部医療安全課
57	R4.3.29	R4.3.30	医療法人〇〇の令和2年度の事業報告等提出書添付書類のうち、閲覧に供するもの	6	1														福祉保健局医療政策部医療安全課
58	R4.2.2	R4.3.30	都における児童相談体制の展開(案)	1		1												都の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第5号に該当するため。 また、都又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条例第6号に該当するため。	福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
59	R4.2.3	R4.3.30	緊急事態宣言の要請を検討する新たな基準の作成にあたり、都庁内外の検討プロセスや意思決定のプロセスに関する文書			1													<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応方針を検討するという事務の性質上、公表を前提としない意見交換が行われており、出席した構成員の氏名公表を行うことは、参加者の率直な意見の交換を妨げるおそれや参加者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後の感染症対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応方針を検討するという事務の性質上、公表を前提としない意見交換が行われており、出席した構成員あるいはアドバイザーの氏名公表を行うことは、参加者の率直な意見の交換を妨げるおそれや参加者との信頼関係を損ねるおそれがあるため。 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応方針を検討するという事務の性質上、公表を前提としない意見交換が行われており、その内容を公表することは、参加者の率直な意見の交換を妨げるおそれや参加者との信頼関係を損ねるおそれがあり、今後の感染症対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 新型コロナウイルス感染症の感染状況及び医療提供体制の状況に係る分析を行うという打ち合わせの性質上、当該時点で検討中の情報について、それぞれの見解を述べ各々の見解を基に議論をする場であり、その審議の内容は、議論途上の未成熟の情報に当たり、公になることで、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。 	福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
60	R4.2.3	R4.3.31	令和4年2月3日に、緊急事態宣言の要請を検討する新たな基準を公表したことについて、1、基準作成にあたり、都庁内外のすべての検討プロセスや意思決定のプロセス（都知事等とのやりとり）に関する一切の文書や図面や電磁的記録		1														福祉保健局感染症対策部計画課	
61	R4.2.3	R4.3.31	2、基準作成にあたり、東京iCDC専門家ボードや国の省庁・研究所、経済界などとのやり取りに関する一切の文書や図面や電磁的記録				1												本件開示請求内容に係る公文書を作成及び取得しておらず、対象文書が存在しないため 福祉保健局感染症対策部計画課	
62	R4.3.23	R4.3.31	麻薬業務所一覧（ただし、令和4年2月16日から同年3月15日までの間に免許を受けた麻薬管理者がいる麻薬業務所の名称、所在地及び免許年月日並びに同年2月16日から同年3月15日までの間に麻薬管理者が業務廃止届を提出した麻薬業務所の名称、所在地及び業務廃止年月日に限る。）	2	1														福祉保健局健康安全部業務課	

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが8件あります。